第2節 憲法と自衛権

1 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。

政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要 最小限度のものでなければならないと考えている。

その具体的な限度は、その時々の国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の実力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する実力の全体がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル(ICBM)、長距離戦Intercontinental Ballistic Missile 略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。

2 自衛権発動の要件

憲法第9条のもとで認められる自衛権の発動としての武力の行使について、政府は、従来から、

- ① わが国に対する急迫不正の侵害があること
- ② この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段がないこと
- ③ 必要最小限度の実力行使にとどまるべきこと という三要件に該当する場合に限られると解している。

3 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要 最小限度の実力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが 国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にど こまで及ぶかは、個々の状況に応じて異なるので、一概に は言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の 領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に 自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許 されないと考えている。

集団的自衛権

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密 接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃 されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利 を有するとされている。わが国は、主権国家である以上、 国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行 使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他 国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第 9条のもとで許容される実力の行使の範囲を超えるもので あり、許されないと考えている。

交戦権

憲法第9条第2項では、「国の交戦権は、これを認めな い。」と規定しているが、ここでいう交戦権とは、戦いを交 える権利という意味ではなく、交戦国が国際法上有する 種々の権利の総称であって、相手国兵力の殺傷と破壊、相 手国の領土の占領などの権能を含むものである。

一方、自衛権の行使にあたっては、わが国を防衛するた めの必要最小限度の実力を行使することは当然のこととし て認められており、たとえば、わが国が自衛権の行使とし て相手国兵力の殺傷と破壊を行う場合、外見上は同じ殺傷 と破壊であっても、それは交戦権の行使とは別の観念のも のである。ただし、相手国の領土の占領などは、自衛のた めの必要最小限度を超えるものと考えられるので、認めら れない。